

株式等の振替に関する業務規程の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程（平成 20 年 8 月 15 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（用語）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>（1）～（9） （略）</p> <p>（10） 外国人保有制限銘柄 放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 116 条第 1 項に規定する基幹放送事業者、同法第 125 条第 1 項に規定する基幹放送局提供事業者若しくは同法第 161 条第 1 項に規定する認定放送持株会社、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 120 条の 2 第 1 項に規定する本邦航空運送事業者若しくは同項に規定するその持株会社等又は日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和 59 年法律第 885 号）第 1 条第 1 項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）が発行する振替株式をいう。</p> <p>（11）～（61） （略）</p> <p>（証明書の対象となった振替新株予約権付社債の取扱い）</p> <p>第 254 条 （略）</p> <p><u>2. 口座管理機関は、その加入者から前条第 2 項の請求を受けたときは、速やかに、当該請求により交付した証明書の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄及び数に係る振替及び抹消の請求の</u></p>	<p>（用語）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>（1）～（9） （略）</p> <p>（10） 外国人保有制限銘柄 放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 116 条第 1 項に規定する基幹放送事業者、同法第 125 条第 1 項に規定する基幹放送局提供事業者若しくは同法第 161 条第 1 項に規定する認定放送持株会社、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 120 条の 2 第 1 項に規定する本邦航空運送事業者若しくは同項に規定するその持株会社等又は日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和 59 年法律第 885 号）第 1 条に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）が発行する振替株式をいう。</p> <p>（11）～（61） （略）</p> <p>（証明書の対象となった振替新株予約権付社債の取扱い）</p> <p>第 254 条 （略）</p> <p>（新設）</p>

新	旧
<p><u>受付を停止しなければならない。</u></p> <p><u>3</u> 間接口座管理機関は、その加入者に<u>証明書</u>の交付を行ったとき（<u>規則で定める場合に限る。</u>）は、速やかに、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関が定めるところにより、当該証明書の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄及び数を通知しなければならない。</p> <p><u>4</u> （略）</p> <p><u>5</u> 直接口座管理機関は、その加入者に対し<u>証明書</u>を交付したとき（<u>規則で定める場合に限る。</u>）又はその直近下位機関から<u>第3項</u>（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、速やかに、機構に対し、規則で定めるところにより、当該証明書の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄、機構加入者口座及び数その他規則で定める事項を通知しなければならない。</p> <p><u>6</u> （略）</p> <p>（証明書の返還に係る取扱い）</p> <p>第255条 （略）</p> <p><u>2</u> <u>口座管理機関は、加入者から証明書</u>の返還を受けたときは、速やかに、<u>証明書の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄及び数に係る振替及び抹消の請求の受付停止を解除しなければならない。</u></p> <p><u>3</u> 間接口座管理機関は、その加入者から<u>第1項</u>の<u>証明書</u>（前条第</p>	<p><u>2</u> 間接口座管理機関は、その加入者に<u>証明書</u>の交付を行ったときは、速やかに、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関が定めるところにより、当該証明書の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄及び数を通知しなければならない。</p> <p><u>3</u> （略）</p> <p><u>4</u> 直接口座管理機関は、その加入者に対し<u>証明書</u>を交付したとき又はその直近下位機関から<u>第2項</u>（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、速やかに、機構に対し、規則で定めるところにより、当該証明書の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄、機構加入者口座及び数その他規則で定める事項を通知しなければならない。</p> <p><u>5</u> （略）</p> <p>（証明書の返還に係る取扱い）</p> <p>第255条 （略）</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p> <p><u>2</u> 間接口座管理機関は、その加入者から<u>前項</u>の<u>証明書</u>の返還を受</p>

新	旧
<p><u>3項の規定により、証明書の交付を行ったときに直近上位機関に対する通知の対象となった証明書に限る。）</u>の返還を受けた場合には、速やかに、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関の定めるところにより、返還された当該証明書の対象となる振替新株予約権付社債の銘柄及び数を通知しなければならない。</p>	<p>けた場合には、速やかに、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関の定めるところにより、返還された当該証明書の対象となる振替新株予約権付社債の銘柄及び数を通知しなければならない</p>
<p><u>4</u> (略)</p>	<p><u>3</u> (略)</p>
<p><u>5</u> 直接口座管理機関は、その加入者から第1項の証明書（前条第5項の規定により、証明書を交付したときに機構に対する通知の対象となった証明書に限る。）の返還を受けたとき又はその直近下位機関から<u>第3項</u>（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、機構に対し、規則で定めるところにより、当該証明書の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄及び数その他規則で定める事項を通知しなければならない。</p>	<p><u>4</u> 直接口座管理機関は、その加入者から第1項の証明書の返還を受けたとき又はその直近下位機関から<u>第2項</u>（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、機構に対し、規則で定めるところにより、当該証明書の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄及び数その他規則で定める事項を通知しなければならない。</p>
<p><u>6</u> (略)</p>	<p><u>5</u> (略)</p>
<p>(証明書の対象となった振替新株予約権付社債の取扱い)</p>	<p>(証明書の対象となった振替新株予約権付社債の取扱い)</p>
<p>第255条の3 (略)</p>	<p>第255条の3 (略)</p>
<p><u>2</u> 口座管理機関は、<u>反対新株予約権付社債権者から前条第2項の請求を受けたときは、速やかに、当該請求により交付した証明書の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄及び数に係る振替の請求の受付を停止しなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>3</u> 間接口座管理機関は、<u>反対新株予約権付社債権者に証明書の交</u></p>	<p><u>2</u> 間接口座管理機関は、<u>反対新株予約権付社債権者に証明書の交</u></p>

新	旧
<p>付を行ったとき <u>(規則で定める場合に限る。)</u> は、速やかに、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関が定めるところにより、当該証明書の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄及び数を通知しなければならない。</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> 直接口座管理機関は、反対新株予約権付社債権者に対し証明書を交付したとき <u>(規則で定める場合に限る。)</u> 又はその直近下位機関から <u>第3項</u> (前項において準用する場合を含む。) の通知を受けたときは、速やかに、機構に対し、規則で定めるところにより、当該証明書の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄、機構加入者口座及び数その他規則で定める事項を通知しなければならない。</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p>(証明書の返還等に係る取扱い)</p> <p>第255条の4 (略)</p> <p><u>2</u> <u>口座管理機関は、反対新株予約権付社債権者から証明書の返還を受けたとき又は証明書の対象となった振替新株予約権付社債について新株予約権付社債買取請求に係る買取りの効力が生じたときは、速やかに、証明書の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄及び数に係る振替の請求の受付停止を解除しなければならない。</u></p>	<p>付を行ったときは、速やかに、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関が定めるところにより、当該証明書の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄及び数を通知しなければならない。</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> 直接口座管理機関は、反対新株予約権付社債権者に対し証明書を交付したとき又はその直近下位機関から <u>第2項</u> (前項において準用する場合を含む。) の通知を受けたときは、速やかに、機構に対し、規則で定めるところにより、当該証明書の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄、機構加入者口座及び数その他規則で定める事項を通知しなければならない。</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>(証明書の返還等に係る取扱い)</p> <p>第255条の4 (略)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>3</u> 間接口座管理機関は、<u>反対新株予約権付社債権者から第1項の証明書（前条第3項の規定により、証明書の交付を行ったときに直近上位機関に対する通知の対象となった証明書に限る。）</u>の返還を受けた場合には、速やかに、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関の定めるところにより、返還された当該証明書の対象となる振替新株予約権付社債の銘柄及び数を通知しなければならない。</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> 直接口座管理機関は、<u>反対新株予約権付社債権者から第1項の証明書（前条第5項の規定により、証明書を交付したときに機構に対する通知の対象となった証明書に限る。）</u>の返還を受けたとき又はその直近下位機関から<u>第3項（前項において準用する場合を含む。）</u>の通知を受けたときは、機構に対し、規則で定めるところにより、当該証明書の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄及び数その他規則で定める事項を通知しなければならない。</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p>(証明書の対象となった振替受益権の取扱い)</p> <p>第285条の77 (略)</p> <p><u>2</u> <u>口座管理機関は、その加入者から前条第2項の請求を受けたときは、速やかに、当該請求により交付した証明書の対象となった振替受益権の銘柄及び数に係る振替及び抹消の請求の受付を停止</u></p>	<p><u>2</u> 間接口座管理機関は、<u>反対新株予約権付社債権者から前項の</u>証明書の返還を受けた場合には、速やかに、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関の定めるところにより、返還された当該証明書の対象となる振替新株予約権付社債の銘柄及び数を通知しなければならない。</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> 直接口座管理機関は、<u>反対新株予約権付社債権者から第1項の</u>証明書の返還を受けたとき又はその直近下位機関から<u>第2項（前項において準用する場合を含む。）</u>の通知を受けたときは、機構に対し、規則で定めるところにより、当該証明書の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄及び数その他規則で定める事項を通知しなければならない。</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>(証明書の対象となった振替受益権の取扱い)</p> <p>第285条の77 (略)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>しなければならない。</u></p> <p><u>3</u> 間接口座管理機関は、その加入者に証明書の交付を行ったとき（規則で定める場合に限る。）は、速やかに、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関が定めるところにより、証明書の対象となった振替受益権の銘柄及び数を通知しなければならない。</p> <p><u>4</u> （略）</p> <p><u>5</u> 直接口座管理機関は、その加入者に対し証明書を交付したとき（規則で定める場合に限る。）又はその直近下位機関から<u>第3項</u>（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、速やかに、機構に対し、規則で定めるところにより、当該証明書の対象となった振替受益権の銘柄、機構加入者口座及び数その他規則で定める事項を通知しなければならない。</p> <p><u>6</u> （略）</p> <p>（証明書の返還に係る取扱い）</p> <p>第285条の78 （略）</p> <p><u>2</u> <u>口座管理機関は、加入者から証明書の返還を受けたときは、速やかに、証明書の対象となった振替受益権の銘柄及び数に係る振替及び抹消の請求の受付停止を解除しなければならない。</u></p> <p><u>3</u> <u>間接口座管理機関は、その加入者から第1項の証明書（前条第3項の規定により、証明書の交付を行ったときに直近上位機関に対する通知の対象となった証明書に限る。）の返還を受けた場合に</u></p>	<p><u>2</u> 間接口座管理機関は、その加入者に証明書の交付を行ったときは、速やかに、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関が定めるところにより、証明書の対象となった振替受益権の銘柄及び数を通知しなければならない。</p> <p><u>3</u> （略）</p> <p><u>4</u> 直接口座管理機関は、その加入者に対し証明書を交付したとき又はその直近下位機関から<u>第2項</u>（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、速やかに、機構に対し、規則で定めるところにより、当該証明書の対象となった振替受益権の銘柄、機構加入者口座及び数その他規則で定める事項を通知しなければならない。</p> <p><u>5</u> （略）</p> <p>（証明書の返還に係る取扱い）</p> <p>第285条の78 （略）</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p> <p><u>2</u> 間接口座管理機関は、その加入者から<u>前項</u>の証明書の返還を受けた場合には、速やかに、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関の定めるところにより、返還された当該証明書の対象となる</p>

新	旧
<p>は、速やかに、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関の定めるところにより、返還された当該証明書の対象となる振替受益権の銘柄及び数を通知しなければならない。</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> 直接口座管理機関は、その加入者から第1項の証明書(前条第5項の規定により、証明書を交付したときに機構に対する通知の対象となった証明書に限る。)の返還を受けたとき又はその直近下位機関から<u>第3項</u>(前項において準用する場合を含む。)の通知を受けたときは、機構に対し、規則で定めるところにより、当該証明書の対象となった振替受益権の銘柄及び数その他規則で定める事項を通知しなければならない。</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p>(共通番号情報の安全を確保するための措置)</p> <p>第287条の3 振替機関等は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条<u>第12号</u>に規定する特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講ずることとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>振替受益権の銘柄及び数を通知しなければならない。</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> 直接口座管理機関は、その加入者から第1項の証明書の返還を受けたとき又はその直近下位機関から<u>第2項</u>(前項において準用する場合を含む。)の通知を受けたときは、機構に対し、規則で定めるところにより、当該証明書の対象となった振替受益権の銘柄及び数その他規則で定める事項を通知しなければならない。</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>(共通番号情報の安全を確保するための措置)</p> <p>第287条の3 振替機関等は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条<u>第11号</u>に規定する特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講ずることとする。</p> <p>2 (略)</p>

2. 附 則

この改正規定は、令和4年8月1日から施行する。

株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程施行規則（平成 20 年 8 月 15 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>(用語)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 規程第 6 条第 6 号に規定する規則で定めるものとは、期限の利益を喪失している新株予約権付社債（次に掲げる新株予約権付社債を除く。）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定認証紛争解決手続(<u>産業競争力強化法(平成 25 年法律第 98 号)第 2 条第 21 項</u>に規定する特定認証紛争解決手続をいう。以下同じ。)により事業の再生が見込まれる発行者が発行する新株予約権付社債</p> <p>7・8 (略)</p> <p>(証明書の対象となった振替新株予約権付社債の取扱い)</p> <p>第 333 条 <u>規程第 254 条第 3 項及び第 5 項に規定する規則で定める場合は、規程第 254 条第 3 項及び第 5 項の証明書の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄及び数に係る元利金の支払について、機構において支払を停止するための処理を要する別に定める場合とする。</u></p>	<p>(用語)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 規程第 6 条第 6 号に規定する規則で定めるものとは、期限の利益を喪失している新株予約権付社債（次に掲げる新株予約権付社債を除く。）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定認証紛争解決手続(<u>産業競争力強化法(平成 25 年法律第 89 号)第 2 条第 16 項</u>に規定する特定認証紛争解決手続をいう。以下同じ。)により事業の再生が見込まれる発行者が発行する新株予約権付社債</p> <p>7・8 (略)</p> <p>(証明書の対象となった振替新株予約権付社債の取扱い)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>2 規程第 254 条第 5 項に規定する規則で定める事項は、当該証明書の対象となった機構加入者口座に係る機構加入者コードとする。</p> <p>3 規程第 254 条第 5 項の通知は、Target 保振サイト接続により行うものとする。</p> <p>(証明書の返還に係る取扱い)</p> <p>第 334 条 規程第 255 条第 5 項に規定する規則で定める事項は、当該証明書の対象となった機構加入者口座に係る機構加入者コードとする。</p> <p>2 規程第 255 条第 5 項の通知は、Target 保振サイト接続により行うものとする。</p> <p>(証明書の対象となった振替新株予約権付社債の取扱い)</p> <p>第 334 条の 3 規程第 255 条第 3 項及び第 5 項に規定する規則で定める場合は、<u>規程第 255 条第 3 項及び第 5 項の証明書の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄及び数に係る元利金の支払について、機構において支払を停止するための処理を要する別に定める場合とする。</u></p> <p>2 規程第 255 条の 3 第 5 項に規定する規則で定める事項は、当該証明書の対象となった機構加入者口座に係る機構加入者コードとする。</p>	<p>第 333 条 規程第 254 条第 4 項に規定する規則で定める事項は、当該証明書の対象となった機構加入者口座に係る機構加入者コードとする。</p> <p>2 規程第 254 条第 4 項の通知は、Target 保振サイト接続により行うものとする。</p> <p>(証明書の返還に係る取扱い)</p> <p>第 334 条 規程第 255 条第 4 項に規定する規則で定める事項は、当該証明書の対象となった機構加入者口座に係る機構加入者コードとする。</p> <p>2 規程第 255 条第 4 項の通知は、Target 保振サイト接続により行うものとする。</p> <p>(証明書の対象となった振替新株予約権付社債の取扱い)</p> <p>(新設)</p> <p>第 334 条の 3 規程第 255 条の 3 第 4 項に規定する規則で定める事項は、当該証明書の対象となった機構加入者口座に係る機構加入者コードとする。</p>

新			旧		
<p>3 規程第 255 条の 3 <u>第 5 項</u>の通知は、Target 保振サイト接続により行うものとする。</p> <p>(証明書の返還に係る取扱い)</p> <p>第 334 条の 4 規程第 225 条の 4 <u>第 5 項</u>に規定する規則で定める事項は、当該証明書の対象となった機構加入者口座に係る機構加入者コードとする。</p> <p>2 規程第 255 条の 4 <u>第 5 項</u>の通知は、Target 保振サイト接続により行うものとする。</p> <p>(振替新株予約権について準用する規程の規定の読替え)</p> <p>第 341 条 規程第 263 条において振替新株予約権について同第 4 章第 1 節、同章第 4 節、第 5 節第 2 款、第 10 節 (同第 218 条第 2 項を除く。)、第 12 節 (同第 225 条第 2 項を除く。)、第 12 節の 2、第 13 節、第 14 節、第 16 節、第 17 節、第 19 節及び第 20 節の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>			<p>2 規程第 255 条の 3 <u>第 4 項</u>の通知は、Target 保振サイト接続により行うものとする。</p> <p>(証明書の返還に係る取扱い)</p> <p>第 334 条の 4 規程第 225 条の 4 <u>第 4 項</u>に規定する規則で定める事項は、当該証明書の対象となった機構加入者口座に係る機構加入者コードとする。</p> <p>2 規程第 255 条の 4 <u>第 4 項</u>の通知は、Target 保振サイト接続により行うものとする。</p> <p>(振替新株予約権について準用する規程の規定の読替え)</p> <p>第 341 条 規程第 263 条において振替新株予約権について同第 4 章第 1 節、同章第 4 節、第 5 節第 2 款、第 10 節 (同第 218 条第 2 項を除く。)、第 12 節 (同第 225 条第 2 項を除く。)、第 12 節の 2、第 13 節、第 14 節、第 16 節、第 17 節、第 19 節及び第 20 節の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		
読み替える規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第 246 条第 1 項	法第 218 条第 5 項	法第 186 条 <u>第 5 項</u>	第 246 条第 1 項	法第 218 条第 5 項	法第 186 条 <u>第 6 項</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

新			旧		
<p>(振替新株予約権付社債に係る規定の準用)</p> <p>第 351 条の 3 規程第 271 条の 3 において振替新投資口予約権について同第 4 章第 1 節 (第 173 条第 2 項第 6 号を除く。)、第 4 節、第 5 節第 2 款、第 10 節 (第 216 条及び第 221 条に限る。)、第 12 節の 2、第 13 節、第 14 節、第 16 節、第 17 節、第 19 節及び第 20 節の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>			<p>(振替新株予約権付社債に係る規定の準用)</p> <p>第 351 条の 3 規程第 271 条の 3 において振替新投資口予約権について同第 4 章第 1 節 (第 173 条第 2 項第 6 号を除く。)、第 4 節、第 5 節第 2 款、第 10 節 (第 216 条及び第 221 条に限る。)、第 12 節の 2、第 13 節、第 14 節、第 16 節、第 17 節、第 19 節及び第 20 節の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		
読み替える規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第 246 条第 1 項	法第 218 条第 5 項	法第 247 条の 3 第 1 項 において読み替えて準 用する法第 186 条第 5 項	第 246 条第 1 項	法第 218 条第 5 項	法第 247 条の 3 第 1 項 において読み替えて準 用する法第 186 条第 6 項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>(証明書の対象となった振替受益権の取扱い)</p> <p>第 357 条の 96 規程第 285 条の 77 第 3 項及び第 5 項に規定する規則で定める場合は、<u>規程第 285 条の 77 第 3 項及び第 5 項の証明書の対象となった振替受益権の銘柄及び数に係る受益債権に係るすべての債務の支払について、機構において支払を停止するための処理を要する別に定める場合とする。</u></p> <p>2 規程第 285 条の 77 第 5 項に規定する規則で定める事項は、当該</p>			<p>(証明書の対象となった振替受益権の取扱い)</p> <p>(新設)</p> <p>第 357 条の 96 規程第 285 条の 77 第 4 項に規定する規則で定める</p>		

新	旧
<p>証明書の対象となった機構加入者口座に係る機構加入者コードとする。</p> <p>3 規程第 285 条の 77 <u>第 5 項</u>の通知は、Target 保振サイト接続により行うものとする。</p> <p>(証明書の返還に係る取扱い)</p> <p>第 357 条の 97 規程第 285 条の 78 <u>第 5 項</u>に規定する規則で定める事項は、当該証明書の対象となった機構加入者口座に係る機構加入者コードとする。</p> <p>2 規程第 285 条の 78 <u>第 5 項</u>の通知は、Target 保振サイト接続により行うものとする。</p> <p>(共通番号情報の安全を確保するための措置)</p> <p>第 359 条の 3 直接口座管理機関が機構に対して行う規程第 287 条の 3 第 2 項の確認は、機構が直接口座管理機関に開示する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号）<u>第 24 条第 2 号</u>に規定する体制の整備状況を確認する方法により行うものとする。</p>	<p>事項は、当該証明書の対象となった機構加入者口座に係る機構加入者コードとする。</p> <p>2 規程第 285 条の 77 <u>第 4 項</u>の通知は、Target 保振サイト接続により行うものとする。</p> <p>(証明書の返還に係る取扱い)</p> <p>第 357 条の 97 規程第 285 条の 78 <u>第 4 項</u>に規定する規則で定める事項は、当該証明書の対象となった機構加入者口座に係る機構加入者コードとする。</p> <p>2 規程第 285 条の 78 <u>第 4 項</u>の通知は、Target 保振サイト接続により行うものとする。</p> <p>(共通番号情報の安全を確保するための措置)</p> <p>第 359 条の 3 直接口座管理機関が機構に対して行う規程第 287 条の 3 第 2 項の確認は、機構が直接口座管理機関に開示する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号）<u>第 25 条第 2 号</u>に規定する体制の整備状況を確認する方法により行うものとする。</p>

2. 附 則

この改正規定は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

以 上